中学・高校生の皆さん

自転車は車両です！

自転車のルール・マナーを守って安全運転を！

信号に従いましょう！

歩行者用信号機に歩行者自転車専用の標示板が

	ある場合		ない場合	
	車両用信号機	歩行者用信号機	車両用信号機	歩行者用信号機
原則(車道)		★	★	
やむをえず横断歩道を利用する場合※		★		★

★従うべき信号機

※歩行者がいる場合は、自転車を押して歩くようにしましょう。

交差点では安全確認をしましょう

「止まれ」の標識があれば必ず一時停止。
「止まれ」の標識がなくても交差点では速度を落として安全確認を。

夜間はライトを点灯しましょう

暗くなったら、ライトを点灯。
ライトには他車(者)に自転車の存在を知らせる役割もあります。

自転車は車道が原則、歩道は例外です

車道と歩道がある道路では、原則、車道の左端を通行しなければなりません。

歩道を通行する場合は、歩行者優先で車道寄りをすぐに停止できる速度で通行しなければなりません。

歩道を通行することができる場合

- 「歩道通行可」を示す標識等があるとき
- 13 歳未満の子どもや 70 歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転しているとき
- 道路工事をしているとき、駐車車両や交通量が多いなど、車道を安全に通行できないとき

絶対にやめましょう！

遮断踏切立入り

ながら運転

二人乗りをすること
並んで走行すること

スピードの出しすぎ
急な進路の変更

大阪府

自転車の点検整備をしましょう！

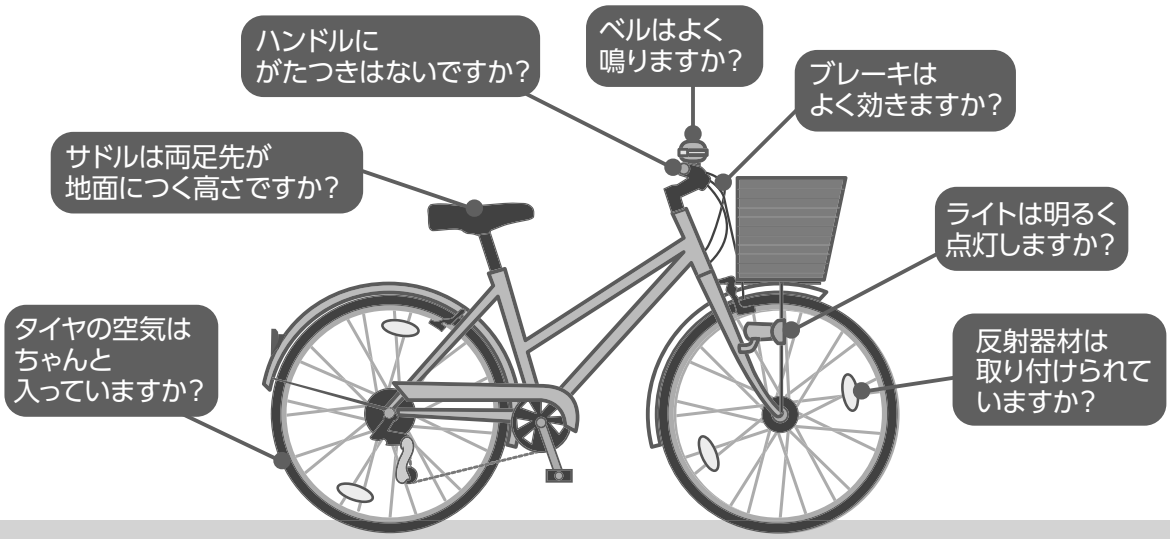

自転車の安全を確保するため、タイヤの空気圧やブレーキの効き等の日常的な
自己点検を行うほか、自転車販売店等で定期的に点検整備を受けましょう。

電動アシスト自転車の正しい乗り方・注意点

❶ 法令基準の適合している製品を選びましょう
BAAマークやSGマークなどを確認して、安全基準に達した製品を選びましょう。

❷ 電源を入れる際は、両手ハンドル、両足地面
ペダルに足を乗せたままだとペダルの踏み込みを感知してモーターが駆動し、自転車が飛び出すことがあります。

❸ 急にペダルを踏みこまない
アシスト力が予想以上に加わり思った以上に速度が出てしまうため、転倒や衝突事故につながるおそれがあります。

❹ いわゆる「けんけん乗り」はしない
自転車にまたがらずに片足で地面を蹴って乗る、いわゆる「けんけん乗り」は、不安定な状態で加速してしまうため、転倒のおそれがあります。

❺ 車体が重いので早めのブレーキを
電動アシスト自転車の重さは
一般の自転車と比べ重く、
止まるまでの距離は想像以上に伸びるので、
早めのブレーキを心がけましょう。

万一の事故に備えて

ヘルメットの着用

交通事故発生時の被害軽減を図るためにも、
自転車を運転する際はヘルメットを
着用するようにしましょう。

自転車保険の加入

自転車事故への備えと被害者の救済を図るため、
自転車利用者は、大阪府自転車条例により、
自転車保険に加入しなければなりません。

まずは、自転車保険※に加入しているか
確認しましょう。

※自転車事故によって生じた他人への生命又は身体の損害を補償することができる保険又は共済をいいます。

大阪府では、自転車条例普及推進員（事業連携協定を締結している保険会社等の社員）と連携して、
地域、学校、企業等向けに自転車安全講習会を実施しております。詳細は道路環境課まで。

大阪府 自転車条例　検索

編集発行・お問合せ先　大阪府都市整備部交通道路室道路環境課「大阪府自転車条例」総合窓口　TEL：06-6944-6736　令和2年1月発行